

2014年4月8日

各位

会社名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

行政訴訟の判決確定に関するお知らせ

2014年3月10日にご報告させていただいておりました当社株主のA. P. F. ホールディングス株式会社の行政訴訟の進捗の中で、控訴審においても同社の主張が一部認められ領置処分の取消しとなっていた件につきまして、国側が上告を行わず、判決が確定いたしましたのでお知らせいたします。

行政訴訟は、原告である民間の法人個人にとって、国と争うために一般的に勝訴が非常に難しい訴訟です。その中で、第1審、控訴審とA. P. F. ホールディングス株式会社の主張が一部認められ領置処分取り消しとなったことに加え、この度、国側がA. P. F. ホールディングス株式会社の控訴審勝訴判決に対し上告しなかったことは、証券取引等監視委員会（以下、「監視委」といいます。）の領置手続きが不当であったということ、並びに、当社等のこれまでの主張が正当であったことを表すものとして歓迎しております。

当社等としましては、このような判決をいただいた結果、当社の合法性、当社等の主張の正当性への確信がますます深まったと考えております。

現在、A. P. F. ホールディングス株式会社や当社等は、監視委の行った調査に対し、平成25年6月6日に国家賠償請求訴訟を提訴しておりますが、A. P. F. ホールディングス株式会社からは、「本判決でも監視委の違法行為がまた確認された。これまでの数々の行政訴訟の判決からも、監視委の調査に違法行為があったことは明白であり、この後に及んで、監視委の人権と法をないがしろにした違法な調査を正当化しようとする行為を断じて許す事はできず、今後も自身の潔白や信頼回復のみならず、ご迷惑とご心配をおかけしております関係者の皆様の為にも、今後も全力で対応していく」とのコメントをいただいております。

(国家賠償請求訴訟につきましては、下記の当社のIRをご確認ください。

<http://www.showa-holdings.co.jp/ir/irfile/sh20130606.pdf>)

記

1. 確定した控訴審の判決

1. 本件控訴を棄却する。
2. 控訴費用は控訴人の負担とする。

2. 控訴の内容

控訴人	国
処分行政庁	証券取引等監視委員会、証券取引特別調査官
控訴判決日	平成 26 年 3 月 5 日
裁判所	東京高等裁判所
控訴内容	処分行政庁が実施した調査について、領置処分を取消した第 1 審判決の取消し等。

3. 今後の見通し

本件につきましては、当社の株主に関する事案でありますので、当社の業績への影響はございません。

しかしながら、当該判決の確定は、監視委の行なった調査が違法性を伴ったものであったことが、いよいよ証明されたことに他なりません。遵法を取り締まる監視委が、自ら法を破り続けています。もはや現在の監視委に市場を取り締まる資格も能力もないと言わざるを得ません。

当社に対しましても、当該調査が行なわれてからこの 6 月で 4 年を迎えることとなりますが、監視委による告発はおろか、調査協力に関する連絡など一切ない状態が続き、課徴金に関する除斥期間が経過しております。これによっても当社の 2008 年 6 月に行なった増資が適法であったことはより一層明白になっているものと考えております。

今後は、これらの調査により被った当社の損害や信頼の回復の為に、平成 25 年 6 月 6 日付で提起いたしました国家賠償請求訴訟を通じ、当社の正当性を証明し、日本の証券市場の正常化を目指していく所存です。

当社は引き続き本業に邁進し、中期経営計画実現することで企業価値向上を目指して参りますので、何卒ご理解とご支援いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

以上